

令和2年度 決算

が町議会の9月定例会で認定されました。

限られた財源の中で、町民生活に密着した各種施策・事業を積極的に実施しました。
親子方式による温かい中学校給食などの「子育て・教育」事業や、障がい者の自立
支援などの「医療・高齢者・障がい者福祉」事業などに重点的に取り組みました。

問 財政課 財政班 ☎(内線)3292

【一般会計 支出】

子育て・教育に

約32.9億円
(19.2%)

医療・高齢者・
障がい者福祉に

約29.6億円
(17.2%)

議会や役場の運営、防災、
防犯、交通安全などに

約20.6億円
(12.0%)

道路や橋、公園などの整備や
維持管理に

約11.9億円
(6.9%)

ごみの処理や減量・リサイクルに

約8.1億円
(4.7%)

救急・消防に

約6.7億円(3.9%)

各種予防接種事業や新型コロナワクチン接種準備などに

約5.9億円(3.5%)

商工業や勤労福祉、観光の振興に

約5.8億円(3.4%)

農林業の振興や生産基盤の整備に

約1.8億円(1.1%)

その他(災害復旧、公債費など)

約7.9億円(4.6%)

特別定額給付金給付事業に
(国民1人当たり10万円支給の給付金)

約40.2億円
(23.5%)

一般会計の支出の状況(目的別) 合計 171億4,208万円 ※()内は構成比

議会費	1億6,834万4千円 (1.0%)	土木費	11億8,795万6千円 (6.9%)
総務費	18億9,289万9千円 (11.0%)	消防費	6億6,731万7千円 (3.9%)
民生費	88億4,435万7千円 (51.6%)	教育費	14億2,875万5千円 (8.3%)
衛生費	14億277万4千円 (8.2%)	災害復旧費	52万6千円 (0.0%)
農林水産業費	1億7,953万1千円 (1.1%)	公債費	6億8,185万1千円 (4.0%)
商工費	5億8,777万円 (3.4%)	諸支出金	1億円 (0.6%)

決算総額

収入 285.3億円
支出 282.6億円

一般会計

収入 177.6億円
支出 171.4億円

特別会計

収入 83.9億円
支出 83.3億円

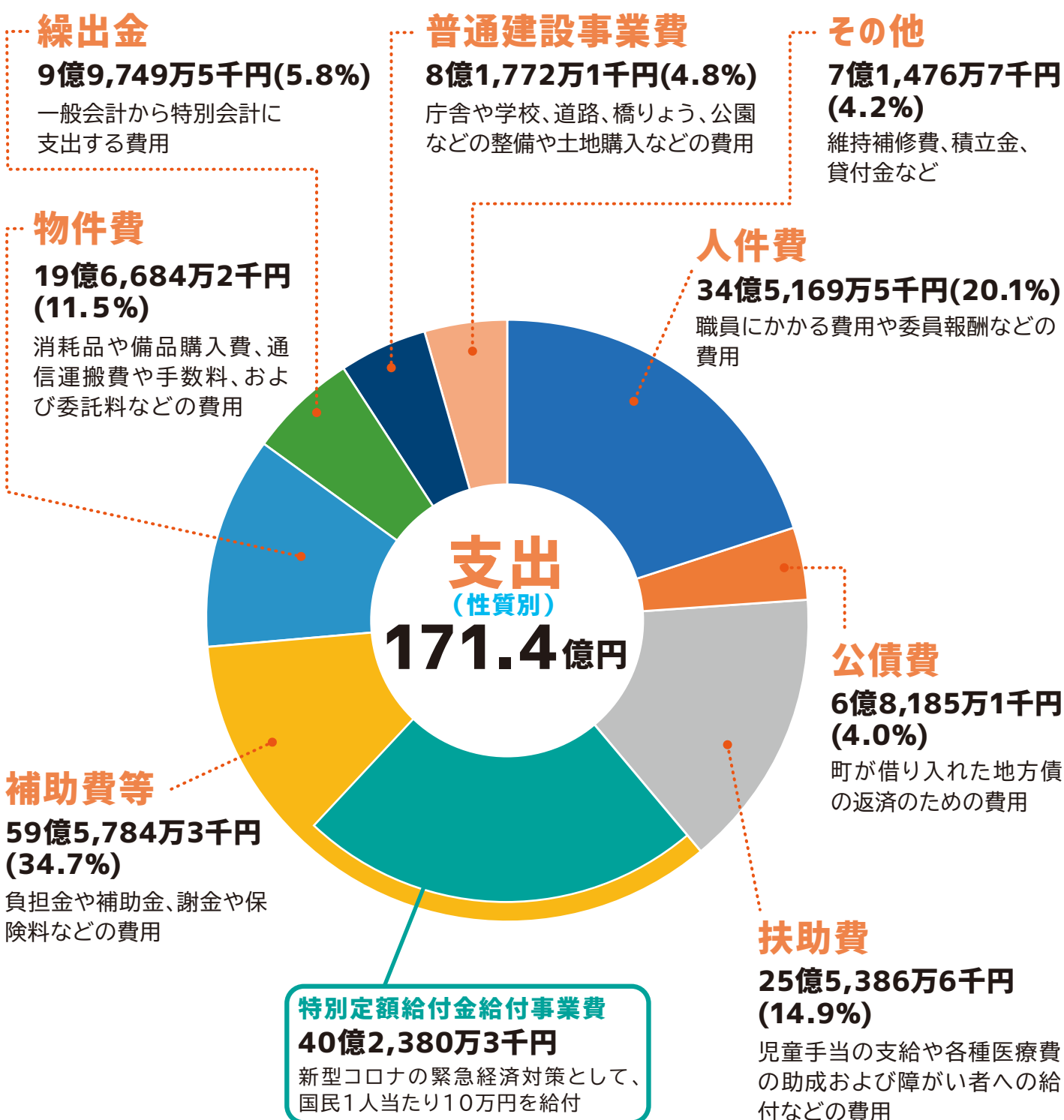
企業会計

収入 23.8億円
支出 27.9億円

緊急的に実施したことが大きな要因です。

●支出は会計年度任用職員制度の創設に伴い、これまで物件費としていた臨時職員賃金が、人件費の会計年度任用職員給与または報酬に移動したことなどにより、人件費は3億9,517万3千円の増、物件費は2億7,513万円の減となりました。また、補助費等は国民1人当たり10万円の特別定額給付金給付事業費の皆増などにより、48億447万6千円の増となりました。

●収入支出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源(2,960万6千円)を除いた実質収支額は、5億9,118万9千円の黒字となり、翌年度への繰越金となりました。



収入

177億6,287万5千円

対前年比 48億4,612万7千円の増 ↑

一般

収支の増額は、新型コロナウイルス感染症対策を

●収入は、大手法人の業績低迷や新型コロナウイルス感染症の影響などに伴い、町税が前年度と比べ4億4,571万9千円の減額となったものの、特別定額給付金給付事業費補助金などの国庫支出金が45億9,146万1千円の増額となったことなどにより、収入全体では前年度と比べ48億4,612万7千円の増額となりました。

●収入額を財源別にみると、町税など、町が自主的に収入することができる自主財源が88億4,853万5千円で、収入総額の49.8%、国・県支出金や町債、地方消費税交付金などの依存財源は89億1,434万円で、収入総額の50.2%となりました。

地方消費税交付金

9億2,588万8千円(5.2%)

消費税と合わせて国に納付される地方消費税の市町村に配分されるお金

県支出金

9億9,904万円
(5.6%)

特定の事業に対して県から使い道を指定して交付されるお金

国庫支出金

58億879万2千円
(32.7%)

特定の事業に対して国から使い道を指定して交付されるお金

町債

8億1,580万円(4.6%)
長い間利用される町の施設を作るために借り入れるお金

その他

3億6,482万円
(2.1%)

地方譲与税、法人事業税交付金など

町税

74億8,918万1千円
(42.2%)

町内にお住まいの個人や町内に事業所がある法人が納める町民税や、土地や家屋などを持っている方が納める固定資産税など

繰入金

1億9,354万1千円
(1.1%)

基金の取り崩しなどにより繰り入れるお金

繰越金

4億17万2千円(2.3%)

昨年度から繰り越したお金

その他

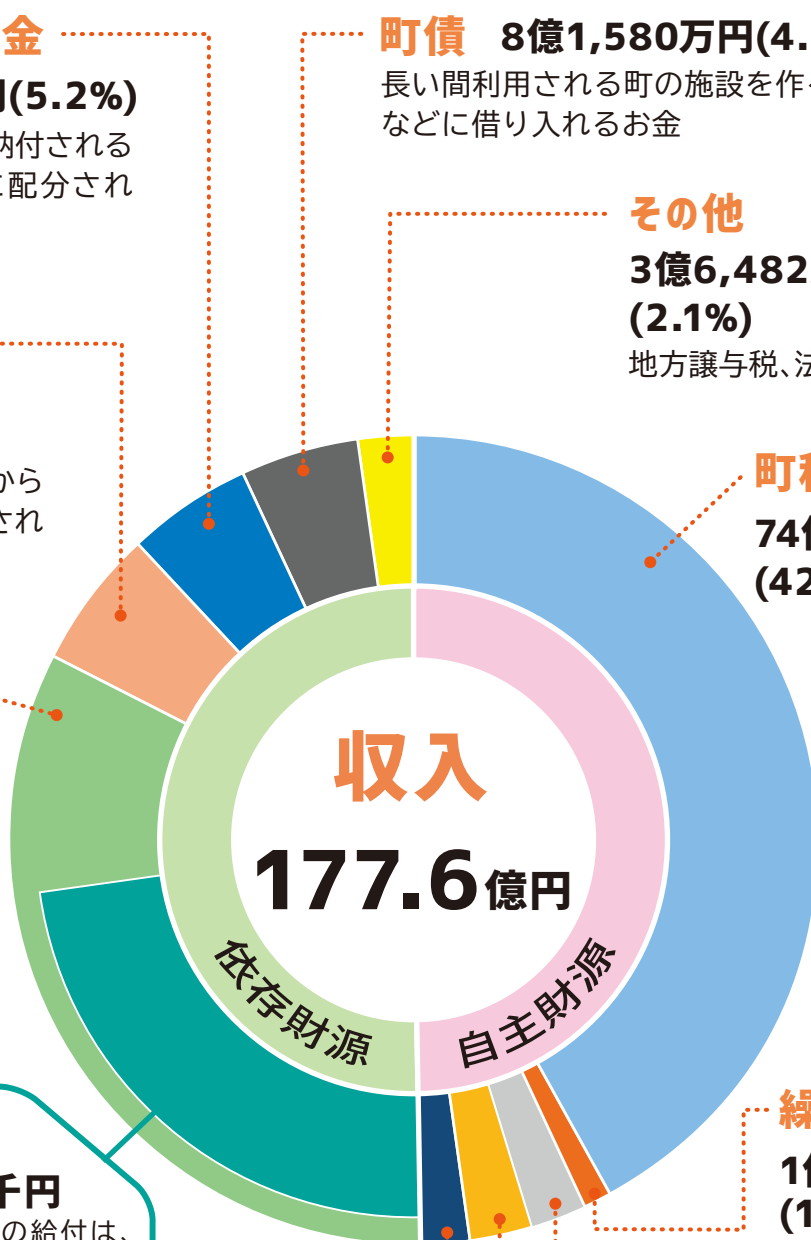
3億4,472万1千円(1.8%)

使用料および手数料、寄付金など

諸収入

4億2,092万円(2.4%)

他の収入科目に含まれない雑入など



収入総額
83億9,297万円

特別会計

支出総額
83億3,090万3千円

特定の収入を財源に特定の事業を行い、一般会計とは別に経理する会計です。町には3つの特別会計があります。

国民健康保険事業

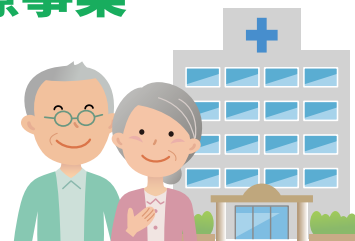
町民の健康保持と増進のため保険給付を行い、医療保障の充実に努めました。

令和2年度の国民健康保険加入世帯は、町総世帯数の35.3%、被保険者は町総人口の26.4%です。



後期高齢者医療事業

高齢者の健康保持と増進のため、被保険者の資格管理などの窓口事務や保険料の徴収などを行い、医療費の適正化に努め、健全な医療給付を進めました。



介護保険事業

適正な要介護認定を行うとともに、要介護・要支援者が能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう保険給付を行い、保健医療の向上と福祉の増進に努めました。また、将来的に要介護・要支援状態になる恐れがある高齢者を対象に、介護予防を推進しました。



会計名	収入額	支出額
国民健康保険	47億4,518万円(6.8%減)	47億2,870万5千円(7.1%減)
後期高齢者医療	5億1,837万8千円(8.5%増)	4億9,560万5千円(8.2%増)
介護保険	31億2,941万2千円(3.4%増)	31億659万3千円(3.8%増)

()内
対前年度比

一般会計収入「地方消費税交付金」の増収分について

消費税率は平成26年4月に5%から8%に、令和元年10月には8%から10%に引き上げられましたが、これらの引き上げに伴う「地方消費税交付金」の増収分(4億3,530万1千円)については、全額を「社会保障関係経費」に充当し、その用途を明示することとされています。

町では、次のとおり、障がい者・高齢者・児童福祉事業のほか、国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険特別会計への繰出金などの財源の一部として活用しています。

区分	主な事業	令和2年度決算	財源の内訳		
			特定財源	一般財源	
			国庫支出金など	地方消費税交付金	差引一般財源
社会福祉事業	・一人暮らし高齢者世帯等水道料金助成事業 ・成年後見制度利用支援事業 ・町社会福祉団体補助金	6,164万6千円	562万1千円	898万1千円	4,704万4千円
障がい者福祉事業	・障害者医療費助成事業 ・障害者介護給付・訓練等給付事業 ・心身障害児・者訓練指導事業	13億6,613万7千円	8億5,668万8千円	8,166万5千円	4億2,778万4千円
高齢者福祉事業	・高齢者バス割引乗車券購入費助成事業 ・敬老および長寿夫妻祝金品支給事業 ・シルバー人材センター運営費補助金	6,518万5千円	493万3千円	965万8千円	5,059万4千円
児童福祉事業	・出産祝い金支給事業 ・児童手当支給事業 ・小児医療費助成事業 ・放課後児童健全育成事業	13億5,185万6千円	9億1,263万9千円	7,040万7千円	3億6,881万円
国民健康保険事業	・国民健康保険特別会計繰出金	3億8,254万4千円	1億5,763万6千円	3,605万3千円	1億8,885万5千円
後期高齢者医療事業	・後期高齢者医療広域連合負担金 ・後期高齢者医療特別会計繰出金 ・後期高齢者健康診査事業	4億2,441万円	2,508万8千円	6,401万2千円	3億3,531万円
介護保険事業	・介護保険特別会計繰出金	3億7,646万1千円	5,897万4千円	5,089万4千円	2億6,659万3千円
保健衛生事業	・乳幼児等予防接種事業 ・高齢者インフルエンザ予防接種事業 ・生活習慣病検診事業 ・風しん予防接種事業	8億2,021万1千円	1億1,135万5千円	1億1,363万1千円	5億9,522万5千円
合計		48億4,845万円	21億3,293万4千円	4億3,530万1千円	22億8,021万5千円

収入総額
23億7,901万4千円

企業会計

支出総額
27億8,856万5千円

独立採算による特定の事業を経理する会計です。町には2つの企業会計があります。

水道事業

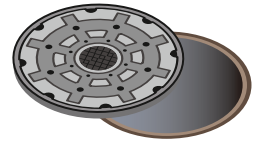


令和2年度の収益的収支は給水収益(水道料金)が前年度より微減となるなど、収入額は前年度に比べ0.33%の減となりました。また、委託料や動力費の減少により、支出額は前年度に比べ2.5%の減となり、純利益は、前年度から30.72%増の4,755万9千円となりました。

建設改良事業などを行う資本的収支は、収支差引額が1億7,317万1千円の不足となり、内部留保資金などで補てんしました。

建設改良事業の主な内容としては、中津浄水場送水ポンプ設備修繕などを行い、施設能力の維持向上を図るとともに、配水管を耐震性能の高いものに交換する工事を中津角田境地区、熊坂地区、半縄地区などで、延長1,320メートルにわたって行い、配水機能強化と老朽化施設の更新に努めました。

公共下水道事業



公共下水道事業は令和2年度から公営企業会計方式による事業運営を開始しました。

令和2年度の収益的収支は、収入11億1,876万2千円に対し、支出10億7,673万2千円で、収支差引額4,203万円の純利益となりました。

建設改良事業などを行う資本的収支は、収支差引額が3億5,516万9千円の不足となり、内部留保資金などで補てんしました。

建設改良事業の主な内容として、汚水整備事業では、マンホールポンプ場や久保ポンプ場設備の計画的な更新を行いました。また、雨水整備事業では、浸水対策として令和元年度から工事に着手した中津坂本地区、半縄地区の水路整備工事を引き続き行いました。

収益的収入と支出 (水道事業の経営運営を行うための収支)	
収入額	5億5,396万3千円
支出額	5億640万4千円
収支差引額	4,755万9千円

資本的収入と支出 (水道施設の改良などの投資的経費)	
収入額	1億2,000万円
支出額	2億9,317万1千円
収支差引額	△1億7,317万1千円

中津浄水場送水ポンプ



半縄地区雨水幹線水路

※収益的収支は、純利益を算出するため消費税抜き
の金額を、資本的収支は、必要とした費用を算出
するため消費税込みの金額を表記しました。

収益的収入と支出 (下水道事業の経営運営を行うための収支)	
収入額	11億1,876万2千円
支出額	10億7,673万2千円
収支差引額	4,203万円

資本的収入と支出 (下水道施設の改良などの投資的経費)	
収入額	4億8,749万4千円
支出額	8億4,266万3千円
収支差引額	△3億5,516万9千円

財政健全化法に基づく「健全化判断比率」などの状況

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(財政健全化法)とは、財政の健全さを計る下記の指標の公表を義務付け、早期健全化の枠組みなどを定めた法律で、国民健康保険などの特別会計や企業会計、さらには土地開発公社などの会計もチェックされています。

町の健全化判断比率などの状況は、全ての指数が基準を大きく下回っているため、財政の健全性が保たれていることが分かります。



指標		指標の説明	比率	基準値	
				早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	実質赤字比率	一般会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	—	13.59%	20%
	連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	—	18.59%	30%
	実質公債費比率	一般会計が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率	△1.8%	25%	35%
	将来負担比率	一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率	—	350%	
資金不足比率 (水道・公共下水道事業)		資金不足額(赤字額)の事業規模に対する比率	—	(経営健全化基準) 20%	

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率および資金不足比率は、実質収支が黒字となり赤字額が生じないため「-(ハイフン)」となっています。また、将来負担比率は、地方債残高などの将来負担額に対し、基金、都市計画税、基準財政需要額に算入される地方債などの充当可能な財源が上回っているため「-(ハイフン)」となっています。

※ 実質公債費比率は、元利償還金に充当可能な特定財源と基準財政需要額算入額の合計が元利償還額を上回るため、マイナス表示となっています。

※ 早期健全化基準・経営健全化基準は「財政の悪化(イエローカード)」を、財政再生基準は「財政の破たん(レッドカード)」を表す基準値で、健全化判断比率・資金不足比率がこれらの基準値を超えた場合は、国から健全化に向けた取り組みが指導されます。